

疑義解釈資料（訪問看護）について

1 特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）の判断基準について

Q 1 算定要件の区分である平成 24 年厚生労働省告示第 95 号第 6 号の『イ』、『ロ』にある『医科診療報酬点数表に掲げる在宅〇〇指導管理を受けている状態』とは、医療で各指導管理料を算定している状態を指すのか。

それとも、医療での報酬算定の有無に関わらず、利用者がそういった状態であれば良いのか。

A 1 医療の算定の有無に関係なく、利用者の状態で判断する。

Q 2 特別管理加算（Ⅱ）の算定区分である告示の第 6 号『ロ』の中には、『在宅中心静脈栄養法指導管理』、『在宅成分栄養経管栄養法指導管理』を受けている状態がそれぞれ記載されているが、平成 24 年 4 月 25 日国 Q&A (vol. 284) 問 4 において、『経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者は、留置カテーテルを使用している状態にあるものであるため、特別管理加算（Ⅰ）を算定する』とある。

経管栄養、中心静脈栄養の状態にある利用者は『ロ』にも該当するが、全て留置カテーテルを使用しているとして『イ』に該当し、特別管理加算（Ⅰ）を算定するということか。

A 2 国 Q&A のとおり、（Ⅰ）を算定する。

Q 3 訪問看護指示書では、経管栄養と留置カテーテルは、別の項目となっている。

経管栄養（胃ろう）のみに〇が付いている場合で、特別管理加算（Ⅰ）を算定する場合は、指示を出す医師に留置カテーテルにも〇をしてもらう必要があるのか。

A 3 両方に〇をもらう必要はない。

Q 4 特別管理加算の算定の要件となる『計画的な管理』について、平成 24 年 3 月 16 日の Q&A (vol. 267) 問 29 において、『留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測等を行っている場合』と例示されている。

計画的な管理が十分に行われている状態とは、どの程度の管理を指すのか。

A 4 利用者の状況によって行う管理も変わってくるため、例示は示しているが、どの程度ということは示していない。医師の指示のもと看護師の専門的な知識をもって行うべき計画的な管理が必要である。

Q 5 胃ろうを使用している利用者で、経管栄養の注入は家族が行い、訪問時に皮膚トラブルを含めた管理状況を確認し、挿入部のケア（湯で洗浄、軟膏を塗り、ガーゼ保護）を行っている場合特別管理加算（Ⅰ）を算定できるか。

A 5（Ⅰ）を算定できる。

2 訪問看護計画書の「評価」欄について

Q 6 評価欄は、何に対する評価をどのタイミングで記載するのか。

A 6 訪問看護計画書の評価欄は、

- ① 計画において、目標、問題点、解決策をたて、
- ② ①の計画に基づき訪問看護を行い、
- ③ 訪問後に計画に対する評価を記載する。

評価は今後の計画の立て方に活用する。

評価を記載するタイミングは、示していないが、概ね訪問開始後

1ヶ月程度で評価を行うことが好ましいと考えられる。

3 初回加算について

Q7 訪問看護サービスを提供していた利用者が、同じ訪問看護事業所が行う定期巡回・随時対応型サービスの利用へと変更になった場合、過去2ヶ月間において訪問看護の実績がある場合は、初回加算は算定可能か。

A7 算定できない

4 退院時共同指導加算について

Q8 平成24年3月16日のQ&A (vol.267) 問40に2回算定可能な利用者について、2箇所の訪問看護ステーションが別日に退院時共同指導を行った場合には、それぞれ1回ずつの算定も可能とある。

退院後に実際に訪問看護に入る2箇所の訪問看護ステーション(看護師等)が連携して主治医等の3者で退院時共同指導を行った場合についても、退院時共同指導を別日に行っていないければ、1回しか算定できないということでしょうか。

A8 よい。別の日に行わなければ1回しか算定できない。

(参考)

平成24年8月9日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡
「平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」

下記事項が掲載されておりますのでご確認ください。

C007 訪問看護指示料

(3)・・・(略)・**特別訪問看護指示書**を、当該患者が選定する訪問看護ステーションに対して交付した場合に、1月に1回(別に厚生労働大臣が定める者については2回)を限度として算定する。・・・(略)

【厚生労働大臣が定める者】

ア 気管カニューレを使用している状態にある者

イ 真皮を越える褥瘡の状態にある者

(イ) NPUAP(The National Pressure Ulcer Advisory Panel)分類Ⅲ度又はⅣ度

(ロ) DESIGN 分類(日本褥瘡学会によるもの) D3、D4 又は D5